a u ケータイ請求先分割サービス利用規約

平成19年12月1日 KDDI株式会社

(規約の適用)

- **第1条** 当社は、この a u ケータイ請求先分割サービス利用規約(以下「この規約」といいます。)により、 a u ケータイ請求先分割サービスを提供します。
- 2 この規約と a u 通信サービス契約約款の規定とが矛盾するときは、この規約の規定が優先するものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の a u ケータイ請求先分割サービス利用規約によります。

(用語の定義)

第3条 この規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用 語	用語の意味
(1) a u サービス	当社又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款(以下「a u 約款」といいま
	す。) に定める a u サービス (当社が指定するものを除きます。)
(2) 対象サービス	auケータイ請求先分割サービスの適用を受けるauサービス
(3) a u 料金等	a u 約款に定める料金等 (この規約に関して支払いを要することとなった債務その他の当社が
	別に定めるものを含みます。)
(4) a u ケータィ請求	あらかじめ指定のあった当社が別に定める態様により対象サービスに係る a u 料金等を請求
先分割サービス	するソリューションサービス
(5) a u 分離請求	a u ケータイ請求先分割サービスの適用を受けるための契約
連帯契約	
(6) a u 分離請求	当社とau分離請求連帯契約を締結している者
連帯契約者	
(7) a u 分離請求	au分離請求連帯契約者であって、対象サービスに係るau契約(au約款に定めるau契約
代表契約者	をいいます。以下同じとします。)を締結している法人

(契約の単位)

第4条 当社は、1のau分離請求連帯契約の申込み(以下「本申込」といいます。)ごとに1のau分離請求連帯契約を締結します。

(本申込)

- **第5条** 本申込をしようとする者は、この規約を承諾のうえ、当社所定の申込書及びその他付属書類を当社の指定する事業所に提出していただきます。
- 2 前項の場合、本申込をしようとする者は、対象サービスの電話番号、auケータイ請求先分割サービスによる請求の態様、au分離請求代表契約者の情報、その他当社が指定する事項を申告等していただきます。
- 3 a u 分離請求連帯契約者は、 a u 分離請求連帯契約の内容を変更する申出(以下「変更申込」といいます。)を 行うことができます。この場合、前 2 項の規定を準用します。

(本申込の承諾)

- **第6条** 当社は、本申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに適合しない場合には、その本申込の全部又は一部を承諾しないことがあります。
- (1) その対象サービスに係る a u 約款に定める契約者回線 (その月の基本使用料について、支払いを要するもの (当社が別に定めるものを含みます。) に限ります。) の数が 5 以上であること。
- (2) 対象サービスに係る a u 契約の契約名義人がその指定のあった a u 分離請求代表契約者であること。
- (3) そのauケータイ請求先分割サービスが、対象サービスに係るau料金等以外の金銭債権に適用されるものでないこと。
- (4) その a u ケータイ請求先分割サービスにおいて、対象サービスに係る a u 料金等の滞納又は滞納のおそれがないこと。
- (5) そのauケータイ請求先分割サービスについて申告等のあった内容に虚偽の内容が含まれないこと。
- (6) その本申込を承諾することにより、この規約の規定に反することとならないこと。
- (7) その他、そのauケータイ請求先分割サービスの提供に支障がないこと。

- **3** 当社は、第1項に定める承諾又は前項に定める適用開始に際し、特段の通知等を行いません。ただし、当該通知についての要請があり、当社が費用及び業務の遂行上支障がないと認めるときはこの限りでありません。
- 4 当社又は沖縄セルラー電話株式会社における事務処理等の都合により、第1項に定める承諾後、auケータイ請求先分割サービスの適用開始までに、相当の期間を要する場合があります。
- 5 前各項の規定は、変更申込があった場合に準用します。
- 6 a u ケータイ請求先分割サービスの利用により、割引サービスとの併用が制限されることがあります。この場合、 a u 分離請求代表契約者は、a u 分離請求連帯契約を締結することにより、当該割引サービスが解除、廃止等され ることに同意するものとします。
- 7 a u 分離請求連帯契約者は、当社が沖縄セルラー電話株式会社から対象サービスに係る通話先電話番号を含む料金明細内訳等の提供を受けること、並びに対象サービスに係る請求書及びその請求書に付随する告知、案内、利用明細等が届かなくなることに合意していただきます。

(a u 分離請求連帯契約者の地位の承継)

第7条 相続又は法人の合併により a u 分離請求連帯契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する 法人、合併・分割により設立又は分割により営業を継承した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添え て、すみやかに当社へ届け出ていただきます。

(au分離請求連帯契約者の氏名等の変更)

- 第8条 a u 分離請求連帯契約者は商号、電話番号、所在地、請求書送付先等に変更があったときは、すみやかに書面にて当社に届け出ていただきます。
- 2 当社は前項の届出があったときは、その事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 3 a u 分離請求連帯契約者は、 a u 分離請求連帯契約者が前項の届出を怠ったことにより、当社が従前の a u 分離請求連帯契約者の連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその a u 分離請求連帯契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
- 4 a u 分離請求連帯契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった a u 分離請求連帯契約者 の連絡先に宛てて送付した書面についても、前項と同様とします。

(権利の譲渡の禁止)

第9条 a u分離請求連帯契約者は、a uケータイ請求先分割サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡すること はできません。

(a u 料金等)

- 第10条 a u 分離請求代表契約者は、対象サービスに係る a u 料金等の全額について、支払いを要します。
- 2 a u 分離請求連帯契約者 (a u 分離請求代表契約者を除きます。以下本項において同じとします。) は、対象サービスに係る a u 料金等のうち、第5条に基づき申し込み、第6条に基づき承諾を受けた本申込の内容(変更申込の承諾を受けたときは、その変更後のものに限ります。) に従って当社から請求を受けることとなったものについて、a u 分離請求代表契約者と連帯して支払うものとします。ただし、当社と a u 分離請求連帯契約者との間に特段の書面合意があるときはその合意のとおりとします。
- 3 対象サービスに係る a u 料金等(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いのあった日までの期間について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を遅延損害金として付加します。
- 4 当社は、a u ケータイ請求先分割サービスの通信明細及び料金支払いに係る領収書の発行は行いません。ただし、 当該発行についての要請があり、当社が費用及び業務の遂行上支障がないと認めるときはこの限りでありません。 (期限の利益喪失)
- 第11条 a u 分離請求連帯契約者が次の各号の一に該当するときは、当社から何ら催告、通知等がなくても、当社に対し直ちにその債務を支払わなければなりません。
 - (1) この規約に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき。
 - (2) 差押、仮差押若しくは仮処分の命令、通知が発送され、又は競売の申立を受けたとき。
 - (3) 公租公課の滯納処分を受けたとき。
 - (4) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (5) 自己振出若しくは自己引受の手形、又は自己振出の小切手が不渡となったとき。
 - (6) 合併によらず解散したとき、又は営業を廃止したとき。
 - (7) a u 約款の規定により、その対象サービスに係る利用停止又は契約解除の取扱いを受けたとき。
 - (8) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき。

(au分離請求連帯契約者によるau分離請求連帯契約の解除)

- 第12条 a u分離請求連帯契約者が a u分離請求連帯契約を解除しようとする場合は、書面又は当社が別途指定する 方法により当社に申し出ていただきます。
- 2 前項に定める申出があったときは、当社は、au分離請求連帯契約の解除手続きを行うものとし、その解除手続きの完了をもってそのau分離請求連帯契約は終了するものとします。この場合、当社及び沖縄セルラー電話株式会社の事務処理の都合により、au分離請求連帯契約の解除の申出からau分離請求連帯契約の終了までに相当の期間を要する場合があります。
- 3 前項に基づき自己に対する a u 分離請求連帯契約の解除があった者は、その解除日以降の日においても、解除前の事由に基づき発生した対象サービスに係る a u 料金等を当社の指定する方法で支払っていただきます。

(当社による a u 分離請求連帯契約の解除)

- 第13条 当社は、次の各号のいずれか一に該当するときは、au分離請求連帯契約者に何らの通知、催告等をすることなく、直ちにそのau分離請求連帯契約を解除することができるものとします。
- (1) 対象サービスに係る a u 料金等が半年以上連続して発生しないとき。
- (2) 第6条第2項各号に定める承諾条件を満たさなくなったとき。
- (3) a u 分離請求連帯契約者が第11条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 前条第3項の規定は、前項による a u 分離請求連帯契約の解除の場合に準用します。

(免責)

第14条 当社は、auケータイ請求先分割サービスに関して生じた損害に関し、当社のau約款に定める範囲内でその責めを負うものとします。

(au分離請求連帯契約者に係る情報の利用)

- 第15条 当社は、a u 分離請求連帯契約者に係る氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、a u ケータイ請求先分割サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社又は沖縄セルラー電話株式会社の契約約款等(この規約を含みます。)に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。 なお、a u ケータイ請求先分割サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーのとおりとします。
 - (注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、a u 分離請求連帯契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に 提供する場合、及びその a u 分離請求連帯契約者の対象サービスに係る a u 料金等の支払い状況等を、同一の a u 料金等について支払義務を負う他の a u 分離請求連帯契約者へ提供する場合を含みます。

(管轄裁判所)

第16条 a u ケータイ請求先分割サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

(実施期日)

1 この規約は、平成19年12月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この規約実施の際現に、株式会社KDDIネットワーク&ソリューションズ(以下この附則において「KNSL」といいます。)と、KNSLのネットマネージャーサービス約款(以下この附則において「旧約款」といいます。)に規定する利用料金の支払いに係るネットマネージャーサービス(以下この附則において「旧サービス」といいます。)の契約を締結している者は、この規約実施の日を効力発生日とする吸収分割によるKNSLから当社への旧サービスに係る権利義務の承継に伴い、この規約実施の日において、その利用料金に相当する対象サービスに係るau料金等の支払いを要するau分離請求連帯契約者に移行するものとします。この場合、au分離請求連帯契約者のうち、この規約実施の際現に、KNSLと旧約款に定める利用契約を締結している法人はau分離請求代表契約者とみなします。
- 3 前項の場合、前項に定める a u 分離請求連帯契約者は、この規約実施の日において、当社との間に第10条第2項ただし書に定める合意(前項に基づき、同一の a u 料金等について、支払いを要することとなる a u 分離請求代表契約者及び他の a u 分離請求連帯契約者が、 a u 料金等を連帯して支払う義務を定めるものに限ります。)を締結したものとみなします。
- 4 この規約実施前に、旧約款の規定により生じた旧サービスに係る料金その他の債務に係る債権については、この 規約の規定に準じて取り扱います。
- 5 この規約実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた旧約款に定める旧サービスに関する損害賠償の取扱いについては、この規約の規定に準じて取り扱います。